

市議会

ナビ NAVI



吹田市議会

令和8（2026）年1月27日現在

目 次

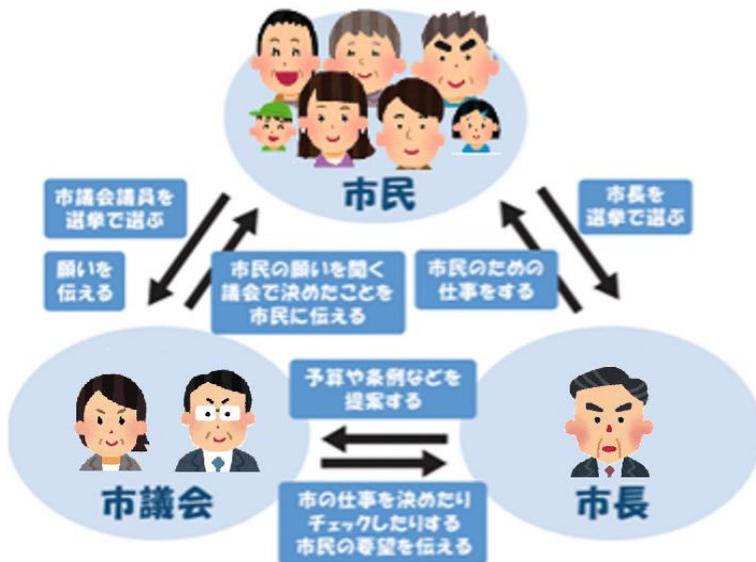
市政と市議会	2
しくみ	3
権 限	4
ル ー ル	5
仕 事	6
本 会 議	7
委 員 会	8
議事の流れ	11
議会用語の基礎知識	13
市民の権利と義務	14
市政を知るには？	15
要望や意見を市議会へ伝えるには？	17
教えて！議会のこと	21
議席レイアウト	23
市議会議員名簿（議席順）	24
議会各室レイアウト	25
市議会を支える組織は？	29

市政と市議会

私たちのまち、吹田市の市政について、市民の皆さんで話し合っ
て進めていくことが、地方自治のあるべき姿です。しかし、
全ての市民が一堂に会して話し合うことは、不可能なことです。

そこで、私たちは、私たちの意思を市政に反映してくれる代
表者を選挙によって選びます。選挙で選ばれた市議会議員によ
り、吹田市議会が構成されています。

市議会は、主権者である市民に代わって市民生活の充実を図
り、福祉等の向上のために、重要な市政運営の方針を決定する
役割を持っています。したがって、市議会は、市の意思決定機
関あるいは議決機関と呼ばれます。



しくみ

《議員》

議員は、4年ごとに市民の皆さんの選挙によって選ばれます。

議員定数は、議員定数条例（昭和42（1967）年3月31日制定）により、36人と定めています。

現在の議員の任期は、令和5（2023）年5月27日から令和9（2027）年5月26日までです。

*50音順議員名簿

<https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017062/1012847.html>

《議長・副議長》

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は議会を代表し、議事を整理し、議会の事務を統理するなどの特別の権限が与えられています。

副議長は、議長が病気や出張などで職務が執れないときに、その代わりに務めます。

*正副議長、委員会別議員名簿

<https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017062/1012850.html>

《会派》

自分たちの考えを最も効果的に市政に反映させるため、所属政党や主義・主張を同じくする議員は、それぞれ集まって会派をつくります。

*会派別議員名簿

<https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017062/1012851.html>

権 限

市議会の主な権限は、次のとおりです。

《議決権》

議会の権限のうち最も基本的なもので、条例の制定や改廃、予算を定めること、決算を認定すること、重要な契約の締結などについて、結論を出す権限をいいます。

《選挙権》

議長、副議長、選挙管理委員などを選挙する権限をいいます。

《同意権》

副市長、監査委員、教育長、教育委員会委員、公平委員会委員などの選任について同意を与える権限をいいます。

《検査及び監査請求権》

議会が市の行政を監視する一つの方法です。市の事務が議会の議決どおり執行されているかを検査したり、監査委員に監査の請求をしたりする権限をいいます。

《調査権》

議会が市の事務に関する調査を行う権限をいいます。

《意見書提出権》

議会が市の公益に関する事柄について、国などの関係機関に対し、意見書を提出する権限をいいます。

《請願の受理権》

市民の要望や意見を市の行政に反映させるため、市民から提出された請願を受け付け、審議し処理する権限をいいます。

ルール

市議会は、民主的にスムーズに行われることが大切です。そのためには、一定のルールに従って会議を運営する必要があります。

代表的なルールには次のようなものがあります。

《会議公開の原則》

会議（本会議）を公開することをいいます。

具体的には、次の三つを意味します。

- 傍聴の自由
- 報道の自由
- 記録の公表

《定足数の原則》

議員定数の半数以上（本市の場合は 18 人以上）が出席しなければ、会議を開くことができないことをいいます。

《過半数議決の原則》

出席議員（議長を除く）の過半数で、賛成又は反対を決めることをいいます。

《一事不再議の原則》

議会で一度、議案を議決したときは、同一会期中に同じ内容の議案は審議しないことをいいます。

《会期不継続の原則》

会期中に審査が終わらなかった（結論が出なかった）議案などは、閉会中も継続して審査するという決定をしなければ、その会期が終わるとともに審議未了で廃案となり、次の会期で引き続き審査することができないことをいいます。

仕 事

市議会は、市民の代表として次のような仕事をします。

《議 決》

市民が生活しやすくするために、重要な事項を議決します。
主な議決事項は次のとおりです。

- 条例を制定・改正・廃止すること
- 予算の決定や決算の認定を行うこと
- 条例で定める契約締結、財産の取得や処分に関すること
- その他、法律や条例などで市議会の権限とされていること

《市政のチェック》

市政が正しく行われているかを調べるため、市の事務を検査したり、監査委員に監査を求めたり、調査をします。

《意見書の提出》

市民が生活しやすくするために、国や大阪府、関係機関に意見書を提出します。



本 会 議

議会はいつも開かれているわけではなく、定期又は臨時にある一定の期間だけ開かれます。

定期的に開かれる会議を「定例会」、必要に応じて開かれる会議を「臨時会」といいます。

定例会の会期はおおむね 1 か月程度ですが、臨時会では 1 日だけという場合もあります。

本市の定例会は年 4 回としており、通常、2 月、5 月、9 月及び 11 月に招集されます。

招集の権限は市長にあります。議長が議会運営委員会の議決を経て請求する場合、若しくは議員定数の 4 分の 1 以上の議員から請求がある場合には、市長は臨時会を招集しなければならないことになっています。



委員会

《常任委員会》

最近の市政は、質・量ともに複雑化しており、議案などの案件を幾つかの部門に分けて専門的、能率的に審査し、調査、検討するための機関として「常任委員会」が設けられています。

常任委員会では、それぞれの所管する議案、請願などを審査し、その結果については各常任委員会委員長が本会議で報告します。

なお、36人の議員は、財政総務から建設環境の4委員会のいずれかに所属しています。また、予算委員会には正副議長を除く全議員が所属し、決算委員会には正副議長及び議会選出監査委員（前任と現任）を除く全議員が所属しています。

名 称 (定数)	所 管 事 項
財政総務 (9人)	総務部、行政経営部、税務部、会計室及び消防本部の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項
文教市民 (9人)	市民部、都市魅力部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項
健康福祉 (9人)	児童部、福祉部及び健康医療部の所管に属する事項

建設環境 (9人)	環境部、都市計画部、土木部、下水道部及び水道部の所管に属する事項
予 算 (34人)	一般会計、特別会計及び事業会計の予算に関する事項
決 算 (32人)	一般会計、特別会計及び事業会計の決算に関する事項

《特別委員会》

特別委員会は、必要なとき本会議での議決により、特別に設けられる委員会です。

特別委員会は、その目的が達せられたときは廃止されます。本市議会では、現在、特別委員会の設置はありません。

《議会運営委員会》

議会の運営を円滑に行うため、議会運営委員会（定数9人）を設置しています。

議会運営委員会は、3人以上の議員を有する会派から所属議員3人につき一人の基準により選出された委員で構成されています。

議会運営委員会では、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について協議されます。

《議会運営委員会小協議会》

議会運営委員会において決定された所管事項について、調査、検討し、その結果を議会運営委員会において定められた期限までに議会運営委員会に報告することを目的に設置しています。

《議会広報委員会》

市議会だよりの編集及び発行、ホームページの編集及び発信、議会の映像配信、その他議会の広報に関する事項について協議を行うため、設置しています。

議会広報委員会は各会派から一人ずつ選出された委員で構成されています。



議事の流れ

《開 会》 市長の招集(*)により、招集日に議員及び市長
↓ を始めとする関係理事者が議場に参集します。
議長は開会を宣告し、市議会の活動が始まります。

《開 議》 続いて、議長がその日の会議を開く宣告を行い、
↓ 会議録署名議員を指名します。

《案件上程》 議長が、議案などの案件を議事日程の順序に従
↓ って上程(*)していきます。

《提案説明》 案件が議題として上程されると、提案者が内容
↓ 及び提案理由を説明します。

《質問・質疑》 定例会では一般質問(*)・議案質疑(*)を一括し
↓ て、各会派の代表質問及び個人質問が行われます。
また、臨時会では議案質疑のみが行われます。

《委員会付託》 本会議での質問・質疑が終わると、案件をより
↓ 詳しく専門的に審査するため、議長がそれぞれ
所管の常任委員会に付託(*)します。

《委員会審査》 各委員会で、専門的に審査します。
↓

《委員長報告》 委員会審査終了後、再び案件を本会議に上程し、
↓ 委員長が審査の経過及び結果を報告します。

《質 疑》 委員長報告に対して議員から質問があれば、委
↓ 員長が答弁をします。

《討 論》 質疑が終わると討論(*)に入り、賛成か反対か
↓ について各々の立場で意見を述べます。

《表 決》 討論が終わると表決(*)に入ります。起立表決
↓ を原則にしていますが、議員全員に異議がない場合は、簡易表決を行います。

《散 会》 「散会」とは、その日の会議を閉じることで、
↓ 会議を開く「開議」に対応するものです。

《閉 会》 「閉会」とは、上程議案の議決が全て終了した
ときに議長が宣告するもので、市議会の活動を始める「開会」に対応するものです。
閉会によって、市議会はその会期の活動を終え、法的な活動能力を失います。

(*)が付いた用語の意味は、次ページに掲載しています。

議会用語の基礎知識

《招 集》

「招集」とは、議会を開くために、一定の期日に一定の場所（議場）に集合するよう各議員に要求する行為をいいます。

《上 程》

議長が議案などの案件を議題とすることをいいます。

《一般質問》

案件に関係なく、市政全般について市長など執行機関の考え・方針を問うことです。

《議案質疑》

案件の内容に対して質問することです。

《付 託》

議会で、議案の審査を本会議の議決に先立って委員会に委ねることです。なお、議案は委員会に付託することを原則としますが、委員会に付託しない議案（即決議案）は、本会議で提案説明の後、質疑、討論、表決を行います。

《討 論》

議題になっている案件に対して、賛成か反対かについておのおのの立場で意見を述べることです。

《表 決》

最終的な議会の意思決定をするために、議長の要求に応じて、出席議員が議案などの案件について、賛否の意思を表明することです。

市民の権利と義務

市民には市政を自らの手で進めていく上で、基本的な権利と義務があります。

《 権 利 》

- (1) 市の行政サービス（役務）の提供をひとしく受けること。（法第 10 条第 2 項 ※「法」とは「地方自治法」のことを指します。）
- (2) 選挙に参加すること。（法第 11 条）
- (3) 直接請求権
 - ・市の条例の制定又は改廃の請求（法第 12 条第 1 項）
 - ・事務監査請求（法第 12 条第 2 項）
 - ・議会の解散請求（法第 13 条第 1 項）
 - ・議員、市長、副市長等の解職請求（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）

《 義 務 》

市民は市の行政サービス（役務）の提供に必要な市税、分担金、使用料や手数料を負担する義務があります。

（法第 10 条第 2 項）

市政を知るには？

《傍聴する》

本会議や委員会の様子を直接見たり聞いたりすることができます。開催日に市役所（中層棟3階）に来れば、誰でも傍聴できます。★傍聴される時は一定のルールを守ってください。



本会議の傍聴を希望される方は、会議当日、市役所中層棟5階にある議場傍聴席入口に備え付けの傍聴人受付カードに住所、氏名を記入してください。傍聴希望者が定員を超えることがあります。議場傍聴席の定員は84人（車椅子席4人を含む）になっています。

委員会の傍聴を希望される方は、市役所中層棟3階にある議会事務局の受付カードに住所、氏名を記入してください。傍聴席はスペース等の関係から6席となっています。

聴覚障がい者の方で手話通訳を希望される方は、傍聴希望日の7日前までに議会事務局まで御連絡下さい。（06-6384-2644）

また、一時保育（生後12か月以上就学前の幼児）を希望される方は、傍聴希望日（本会議の質問日及び討論・採決日）の3日前までに議会事務局にお申込み下さい。



《見る》

市議会のホームページから本会議の様子を生中継で見ることができます。また、過去の本会議の様子も録画放映で見ることができます。



《読む》

市議会だよりは、年6回、市報すいたのなか含めて発行しており、市内の全家庭に配られています。市議会だよりには、市議会の活動内容や会議の結果、各議員の本会議での質問などを掲載しています。

会議録は、過去の本会議や常任委員会や特別委員会でのどのような話し合いがされたのかについて詳しく知ることができます。

会議録は市役所や図書館などに置いています。また、市議会のホームページからも見ることができます。

<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/suita/SpTop.html>

《調べる》

「吹田市議会」と入力して検索すると、議員名簿や会議の日程、会議録など、議会の情報を調べることができます。

<https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/index.html>

要望や意見を市議会へ伝えるには？

皆さんが市政に関することで、市議会に直接要望や意見があるときに活用できる制度は請願及び陳情（要望）です。

《陳 情》

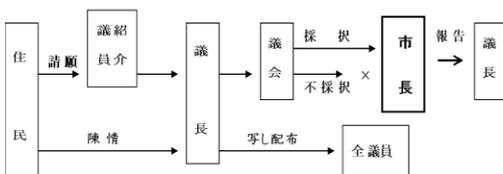
議員の紹介を必要とせず、市政についての要望や意見を議会に提出することを陳情といいます。

本市議会では、議長が受理した陳情書はできるだけ速やかにその写しを全議員に配付して、その内容の周知を図っています。

《請 願》

請願をする権利は、憲法に保障された基本的人権の一つです。その趣旨に従って、誰でも市政についての要望や意見を議会に提出することができます。ただし、請願を紹介する一人以上の市議会議員の署名か記名押印が必要です。

《請願や陳情を受理してからの流れ》



請願書（点字も可）が議会に提出されると、所管の委員会に付託して審査します。

本会議で、最終的に採択（議会が請願の内容について賛意を示すこと）か不採択かを決め、採択された請願は市長に送付します。市長は議会の意思をできるだけ尊重して、請願の内容について誠実に処理することが求められています。

採択された請願は、次の定例会までに市長から議長に対して、その処理の経過及び結果が報告されます。

《請願書・陳情書の出し方》

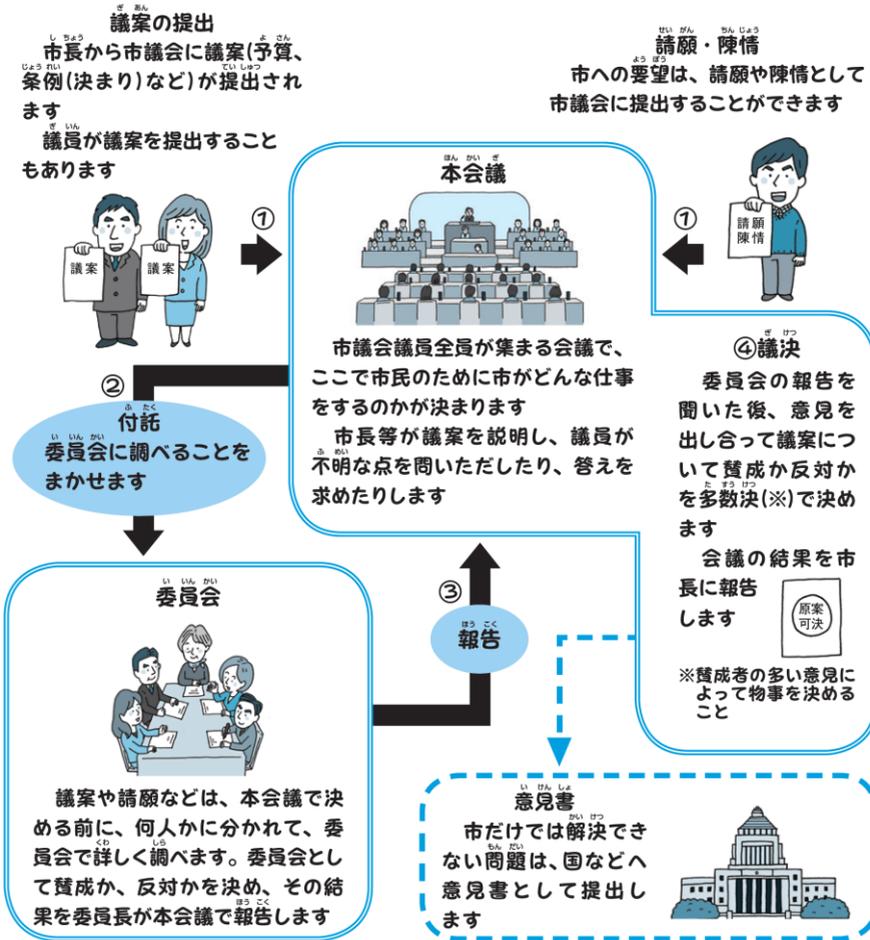
請願書・陳情書は、市民に限らずいつでも受け付けています。
(郵送でも窓口持参でも受け付けます。)

請願書・陳情書の趣旨は簡潔に記載し、内容の箇所が分かりにくいときは、図面等を添付してください。

書式例

(表紙 ※陳情書の場合は不要)	(内容)
<p>○○○に関する請願</p> <p>紹介議員</p> <p>(議員氏名)○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p>	<p>○○○に関する請願(陳情)</p> <p>吹田市議会議長 ○○○○宛</p> <p>○年○月○日</p> <p>請願者(陳情者) 住所 氏名 署名 又は 記名押印 (ほか 人)</p> <p>《請願(陳情)の趣旨、理由》</p> <p>----- -----下記 事項を請願(陳情)します。 記</p> <p>1----- 2-----</p>

《議会での審議、審査の流れ》

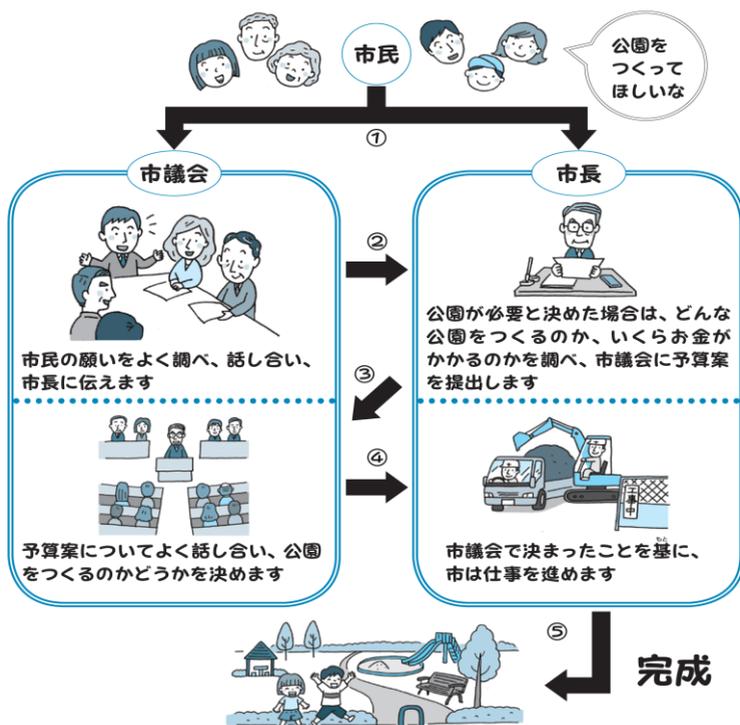


《皆さんの要望を実現するために》

市民から公園をつかってほしいという願いが寄せられると、市長はどんな公園をどこにつくるのかを考え、それに必要な費用などを計算して市議会に議案（予算案）を提出します。

市議会では、市長から説明を聞き、委員会でよく調べ、話し合います。

例えば、以下のとおり、市議会で公園をつくることが決まると、工事が始まり、公園ができます。



教えて！議会のこと

Q：市議会ってどこにあるの？

→市役所中層棟 3 階に会派控室、4 階に議場、5 階に傍聴席があります。傍聴席は、本会議開催中はいつでも出入り可能です。

Q：市議会議員はどんな人になるの？

→吹田市内に住む 25 歳以上の人の中から、選挙によって選ばれた 36 人です。



Q：市議会議員の報酬や身分は？

→報酬は、議長は 74 万円、副議長は 70 万円、他の議員は 65 万円で、身分は特別職非常勤公務員です。

Q：政務活動費は何に使うの？

→視察や研修、各会派の広報紙等に使います。（詳しくは、市議会ホームページを御覧下さい。）

Q：本会議では、どんなふうに質問をするの？

→議案に関する質疑と一般質問を一括して質問します。

(1) 3 人以上の議員が所属する会派による代表質問と、質問（個人質問）を定例会ごとに行っています。なお、代表質問を行うかどうかは選択制となっています。

(2) 複数の項目をまとめて聞く「一括質問一括答弁方式」と一問ずつ聞く「一問一答方式」の選択制になっています。

Q：本会議で質問する順番や人数、時間は決まっているの？

→質問する順番は、定例会ごとに議会運営委員会で抽選（くじ引き）によって決まります。

3人以上の議員を有する会派から一人、代表質問ができます。質問（個人質問）の人数制限はありませんが、代表質問をした議員はできません。

質問する時間は、会派構成人数（正副議長は除く）に15分を掛けた時間が代表質問と質問（個人質問）の合計時間となります。ただし、代表質問は60分以内、質問（個人質問）は一人20分以内となっています。

Q：インターネット中継（録画）はいつ見ることができるの？

→パソコン、スマートフォン及びタブレット端末から、生中継（中継時のみ）と録画放映（※）を見ることができます。

（※）本会議の約三日後（土曜日、日曜日、祝日を除く）からインターネット配信します。1週間後からは質問議員ごとに分割した形で配信します。

Q：行政視察って何のこと？

→吹田市政がより良いものとなるように、先進事例を持つ自治体に学び、市政にいかしていくために、各委員会でテーマを決めて行っています。また、他の自治体から吹田市の取組を視察に来られることもあります。

（詳しくは市議会ホームページを御覧ください。）

議席レイアウト

議場には議席が36あり、各会派の所属議員がまとまって座っています。

《議席表（数字は議席番号）》

傍 聴 席

31	32	33	34	35	36
橋本	乾	高村	井口	泉井	藤木

20	21	22
竹村	塩見	柿原

23	24	25	26	27
清水	今西	林	澤田	白石

28	29	30
有澤	矢野	小北

10	11	12
玉井	山根	村口

13	14	15	16
後藤(久)	川田	江口	

17	18	19
浜川	井上	野田

1	2	3
益田	梶川	五十川

4	5	6
西岡	久保	

7	8	9
	後藤(恭)	中西

議 長 席

市議会議員名簿（議席順）

議席	氏名	所属会派	議席	氏名	所属会派
1	益田 洋平	日本共産党 吹田市議会議員団	19	野田 泰弘	公明党 吹田市議会議員団
2	梶川 文代	市民と歩む議員の会	20	竹村 博之	日本共産党 吹田市議会議員団
3	五十川有香	市民と歩む議員の会	21	塩見みゆき	日本共産党 吹田市議会議員団
4	西岡 友和	立憲民主党	22	柿原 真生	日本共産党 吹田市議会議員団
5	久保 直子	参政党	23	清水 亮佑	大阪維新の会
6	—————	—————	24	今西 洋治	大阪維新の会
7	—————	—————	25	林 恭広	大阪維新の会
8	後藤 恭平	吹田党・参政党議員団	26	澤田 直己	自民党吹田・ 無所属の会
9	中西 勇太	吹田党・参政党議員団	27	白石 透	自民党吹田・ 無所属の会
10	玉井美樹子	日本共産党 吹田市議会議員団	28	有澤 由真	自民党吹田・ 無所属の会
11	山根 建人	日本共産党 吹田市議会議員団	29	矢野伸一郎	公明党 吹田市議会議員団
12	村口久美子	日本共産党 吹田市議会議員団	30	小北 一美	公明党 吹田市議会議員団
13	後藤久美子	大阪維新の会	31	橋本 潤	大阪維新の会
14	川田 尚	大阪維新の会	32	乾 詮	大阪維新の会
15	江口礼四郎	大阪維新の会	33	高村 将敏	大阪維新の会
16	—————	—————	34	井口 直美	大阪維新の会
17	浜川 剛	公明党 吹田市議会議員団	35	泉井 智弘	自民党吹田・ 無所属の会
18	井上真佐美	公明党 吹田市議会議員団	36	藤木 栄亮	自民党吹田・ 無所属の会

《議員紹介ホームページ》

<https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017062/1012849.html>

議会各室レイアウト

《中層棟 3 階見取り図》



各会派控室

(廊下から見たところ)



応接室



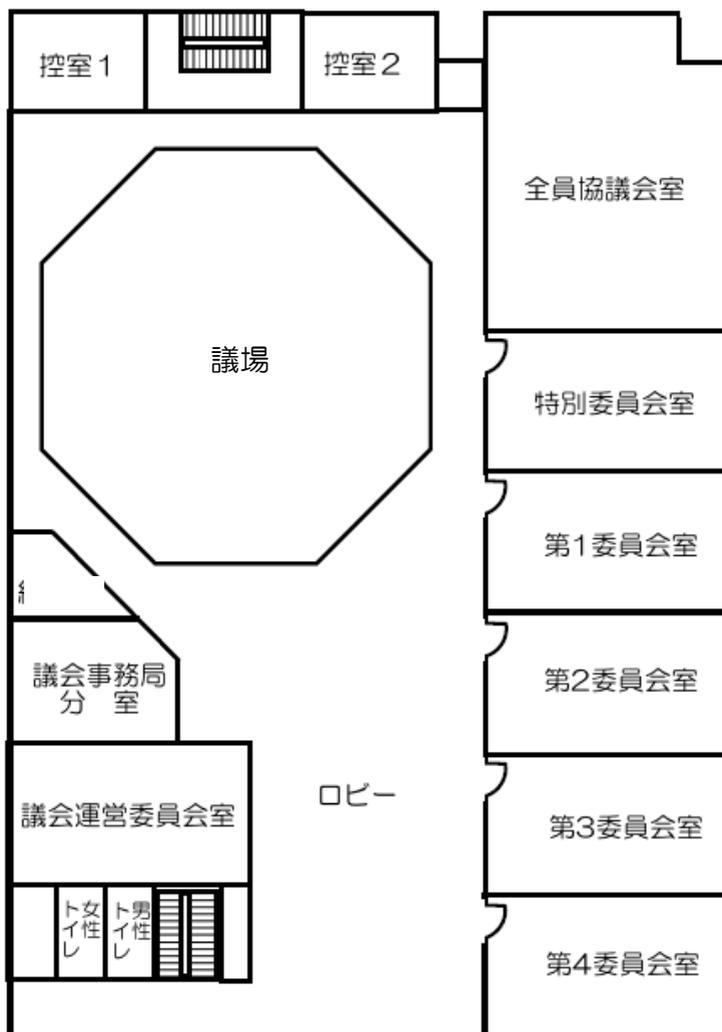
一時保育

ルーム

(応接室を活用)



《中層棟 4 階見取り図》



議場



全員協議会室



各委員会室



傍聴受付/傍聴席
(中層棟 5階)

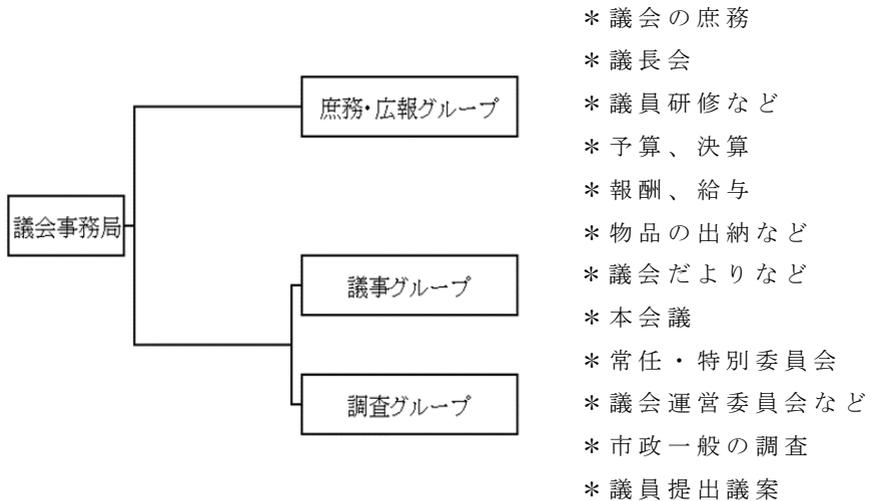


市議会を支える組織は？

市議会の活動が十分にできるように事務局が置かれています。

本会議や委員会の議事運営の補助をしたり、会議録の作成や各種調査、政務活動費のチェックをしたり、議会全般に関する事務を行っています。

《事務局の構成》



なお、議会には図書室が設けられており、議会活動に必要な各種の図書や資料などを収集、保管しています。市民の皆さんも御利用頂けます！

あとがき

この度、「身近な市議会・開かれた市議会」を目指す一環として、市民の方々に、市議会に関心を持っていただけるよう、イラストや図表を用いて吹田市議会についてまとめた『市議会NAVI（ナビ）』を作成しました。（吹田市議会ホームページにも掲載しています。）

今後も市民の方々に分かりやすい広報に努めていきたいと考えていますので、皆さんからの御意見もよろしく願いいたします。

市議会NAVI（しぎかい ナビ）

平成30（2018）年2月初版発行

令和8（2026）年1月第27次改訂版発行

編集 議会広報委員会

発行 吹田市議会